

国保からのお知らせ



新しい「資格情報のお知らせ」（令和7年8月1日より有効）を送付いたします。

マイナ保険証をお持ちの方に資格情報を確認できるよう交付される書類です。大切に保管してください。

※ 同じ世帯にマイナ保険証をお持ちでない方がいる場合は、その方の「資格確認書」を世帯主宛に簡易書留で別送しています。

「資格情報のお知らせ」が届いた方は、令和7年8月1日以降はマイナ保険証で医療機関等を受診してください。

「資格情報のお知らせ」だけで医療機関等を受診することはできません。マイナ保険証が利用できない医療機関などでは、窓口でマイナ保険証と一緒にご提示いただくことで一定の窓口負担（2割・3割）で医療を受けることができます。

マイナ保険証の利用に介助が必要な方に

マイナ保険証をお持ちの方で、マイナ保険証を1人で使うことが難しく介助が必要な方には資格確認書を交付します。申請は、保険健康課保険医療係で受け付けています。

資格情報のお知らせの有効期限について

70歳未満の方の「資格情報のお知らせ」には有効期限の記載はありません。記載事項に変更が生じた場合や、70歳のお誕生日を迎えた場合等を除き、更新はされませんので、大切に保管してください。

70歳以上の方については、毎年、負担割合（2割・3割）を前年の収入に応じて見直しますので、有効期限が翌年の7月31日までとなっています。毎年7月に、更新された「資格情報のお知らせ」を世帯主宛に送付します。

また、年度途中に75歳になられる方については、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の適用となります。その為、資格情報のお知らせの有効期限は誕生日の前日となっています。

国保に加入するとき・やめるとき

国民健康保険に加入するときや、会社等の健康保険に加入し国民健康保険をやめるときは、14日以内に窓口に出をしてください。

限度額適用認定証の更新について

マイナ保険証を利用される場合は、手続きをしなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されるため役場での申請は不要です。ただし、住民税非課税世帯等の方で長期入院（入院日数90日超）に該当する方が、食事代の減額を受けようとする場合は、申請が必要です。

更新の申請は、保険健康課保険医療係にて令和7年8月1日から受付いたします。

◆お問い合わせ先◆

福智町役場 保険健康課 保険医療係

0947-22-7763【直通】

